

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南紀寺町五丁目54番地の1

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南紀寺町五丁目52番地の17

南紀寺町五丁目第一自治会

会長 西倉 敏明

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市朱雀二丁目12番地

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市神功四丁目20-6

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 宮川 勲

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市神功三丁目6番地

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市神功四丁目20-6

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 宮川 勲

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町265番地の1

奈良市東市コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市古市町2409番地の1

東市地区自治連合会

会長 南浦 實

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町469番地

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市邑地町1550

邑地町自治会

会長 小南 喜一

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月 5 日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町2882番地の3

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生町4375番地

狭川地区自治連合会

会長 大南 善英

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町203番地の1

奈良市田原コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市茗荷町1078番地の1

田原地区自治連合会

会長 松本 陽一

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第 150 号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市柏木町 5 1 9 番地の 5  
奈良市総合医療検査センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市柏木町 5 1 9 番 7 号  
一般社団法人 奈良市医師会  
代表理事 国分 清和
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 各種がん検査を含む生活習慣病検診その他の検診に関すること。
  - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による健康診査に係る血液等検査その他病体生理学的検査に関すること。
  - (3) 体力測定、運動機能測定その他の健康回復に関すること。
  - (4) 保健医療の調査研究並びに保健医療情報の収集及び提供に関すること。
  - (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
  - (6) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (7) その他市長が定めること。



奈良市告示第151号

令和3年3月25日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月26日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第10号）

---

## 令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第10号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,886,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金		381,424 <sup>千円</sup>	30,000 <sup>千円</sup>	411,424 <sup>千円</sup>
	1. 寄附金	381,424	30,000	411,424
歳入合計		190,856,909	30,000	190,886,909

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教育費		15,004,085 <sup>千円</sup>	30,000 <sup>千円</sup>	15,034,085 <sup>千円</sup>
	1. 教育総務費	5,416,679	30,000	5,446,679
歳出合計		190,856,909	30,000	190,886,909

奈良市告示第152号

令和2年度市・県民税（普通徴収）第2期分、第3期分及び第4期分並びに令和2年度固定資産税・都市計画税第3期分の督促状を郵送したが、の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度市・県民税（普通徴収）	第2期分	令和2年9月18日	令和2年9月30日
令和2年度市・県民税（普通徴収）	第3期分	令和2年11月20日	令和2年11月30日
令和2年度市・県民税（普通徴収）	第4期分	令和3年2月19日	令和3年3月1日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和2年12月18日	令和3年1月4日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和3年4月6日

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第 153 号

ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市元興寺町44番地  
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム  
代表者 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市ならまち格子の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

奈良市告示第 154 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第1項第3号の規定により公示します。

令和3年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

指定取消の内容

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1) 事業所の名称  | 在宅介護サービスラブ                   |
| (2) 事業所の所在地 | 奈良県奈良市法華寺町1376<br>フルール一条202号 |
| (3) 取消年月日   | 令和3年5月1日                     |
| (4) サービス種類  | 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業         |

奈良市告示第 155 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により  
次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町 144 番地	奈良市杏南第一駐車場
奈良市杏町 79 番地の 1	奈良市杏南第二駐車場
奈良市杏町 109 番地	奈良市杏南第三駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町 100 番地の 15  
奈良市杏南町自治会駐車場運営委員会  
会長 岡山 昌史

3 指定管理者の指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

奈良市告示第 156 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により  
次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市横井一丁目 114 番地の 1	奈良市横井第二駐車場
奈良市横井一丁目 625 番地の 4	奈良市横井第三駐車場
奈良市横井一丁目 712 番地の 1	奈良市横井第四駐車場
奈良市横井一丁目 620 番地の 3	奈良市横井第五駐車場
奈良市横井一丁目 637 番地の 5	奈良市横井第六駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井一丁目 608 番地の 1  
奈良市横井町自治連合会  
会長 古川 高士

3 指定管理者の指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項



奈良市告示第 157 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により  
次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市八条一丁目 792 番地の 4	奈良市八条第一駐車場
奈良市八条一丁目 781 番地の 1	奈良市八条第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条一丁目 780 番地の 3  
奈良市八条第二自治会  
会長 竹田 一成

3 指定管理者の指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

奈良市告示第 158 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により  
次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町 275 番地の 4	奈良市杏中第一駐車場
奈良市杏町 277 番地の 1	奈良市杏中第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町 76 番地の 1  
奈良市杏中町自治会  
会長 中西 吉日出

3 指定管理者の指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

奈良市告示第 159 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により  
次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市川上町 4 1 1 番地の 1  
奈良市東之阪駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東之阪町 2 0 番地  
奈良市東之阪町自治会  
会長 松田 好則
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 駐車場の供用に関すること。
  - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が必要と認める管理事項

奈良市告示第 160 号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市佐保台西町 115 番地  
奈良市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町 13 番 1 号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの利用承認及び利用制限に関すること。
  - (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第28号	令和3年 3月29日	大豆山町家	主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市大豆山町15番地）	奈良市大 豆山町15 番地
第29号	令和3年 3月29日	花澤家住宅	主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市中辻町77番地3）	奈良市中 辻町77番 地3
第30号	令和3年 3月29日	中島家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦 葺） 土地（奈良市芝辻町850番地）	奈良市芝 辻町850番 地

奈良市告示第166号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月30日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

令和2年度軽自動車税全期分及び平成31年度軽自動車税全期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月30日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度軽自動車税	全期分	令和3年3月19日	令和3年3月1日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年6月20日	令和元年5月31日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和2年2月20日	令和2年1月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和3年4月10日

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第 168 号

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等（平成 28 年奈良市告示第 197 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表規則第 6 条第 1 項第 3 号の項中「押印並びに」を削り、「記載及び押印」を「記載」に改める。



奈良市告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により、当該森林整備計画を閲覧に供します。

令和3年 3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 閲覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 観光経済部農政課

奈良市告示第 171 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下山町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年 3 月 3 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	萩原 健 奈良市山町45番地	武村 三千男 奈良市山町46番地の2

2 変更の年月日

令和2年3月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	花崎 泉 奈良市藤原町142番地の2	中村 喜則 奈良市藤原町91番地の1

2 変更の年月日

令和2年1月12日

監

查

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

奈 監 第 94 号  
令和3年3月30日

奈良市長 仲川元庸様  
奈良市議会議長 三浦教次様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 山 本 憲 宥  
同 伊 藤 剛

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部	リサイクル推進課 まち美化推進課 環境清美工場 クリーンセンター建設推進課
都市整備部	公園緑地課 開発指導課 建築指導課 住宅課
建設部	道路維持課（土木管理センターを含む。） 河川耕地課 営繕課
会計管理者	会計課
議会事務局	議会総務課、議事調査課
(企業局)	
経営部	企業財務課
事業部	水道計画課 水道工務課 送配水管理センター（水質管理室を含む。）

## 2 監査期間

令和3年1月13日から令和3年3月25日まで

## 3 監査方法

令和2年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 環境部

#### リサイクル推進課

施設修繕料全件（4件）について関係書類を査閲したところ、全件において施設修繕台帳が作成されていなかった。また、修繕作業の着手前、作業中及び完了後の写真を徴取していない事例が1件あった。

平成31年3月29日付け奈会号外通知「施設修繕料の事務処理について」に基づき施設修繕台帳を作成し、必要書類の有無を確認した上で、施設修繕料を執行されたい。

#### 【意見】

公用車（業務用車）の運転報告書を査閲したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 1日の使用で走行距離が450キロメートルを記録していた。

イ 燃費に大きなばらつきがあった。

ウ 給油をしているが、給油日、走行キロ数及び運転者名が記載されていなかった。

奈良市公用車管理規則（昭和47年奈良市規則第30号）第18条には、運転者は運転報告書を翌日の公用車使用時まで、公用車管理者に提出しなけ